

## 資格更新に伴う自己学習について

CPDSでは図書購読やDVD学習などの自己学習を認めておりません（一部のインターネット学習を除く）。ただし、以下の〔条件〕を満たした資格更新に伴う自己学習のみ集合形式と同様に審査をいたします。

### 〔条件〕

講習会としてCPDSに承認実績があること

### 〔形態コード〕

「101-1」とします。年間上限なしのユニットとなります。

### 〔ユニット計算〕

資格付与事業者・主催者が想定している時間の半分を対象とします。

（参考） 規定講習時間 7 時間 → 3.5 時間（四捨五入） → 4 時間×1 ユニット 「4 ユニット承認」

### 〔開催都道府県 開催地の入力〕

「開催都道府県」は資格付与事業者・主催者の本拠地、「開催地」は資格付与事業者・主催者の団体名を入力ください。

### 〔注意事項〕

1. 資格付与事業者・主催者が、学習の確認を行っていない場合は非承認とします。  
（例）学習テキストと受講証明書・資格更新認定証等を同時に郵送している
2. CPDSで技能講習と判断する自己学習は対象外とします（インターネット学習は形態コード 403 として審査します）。
3. 資格を伴う自己学習がインターネットを利用している場合、原則、自己学習として審査をしますが、資格付与事業者・主催者がCPDSインターネット学習の認定を受けていればインターネット学習（形態コード 403）として審査します。
4. 自己学習と集合講習の両方で1つの講習であれば、自己学習時間は半分で計算します。集合講習時間は通常通り計算します。
5. 監理技術者講習と一部の国家資格の更新講習については対面講習と同様の審査をします。

各資格講習についてのお問い合わせはご遠慮いただきますようお願いいたします。